

請負契約書

新生ビルメンテナンス株式会社

有限会社 緑建システム

収 入

印 紙

請 負 契 約 書

*****株式会社（以下「甲」という）と、有限会社緑建システム（以下「乙」という）との間に次の各条の通り契約を締結する。

(管理物件)

第1条 乙が本契約に基づく請負管理物件は、次のとおりとする。

- 1 業務名称 *****緑地管理業務
- 2 業務場所 *****
所在地 久留米市***町 地内

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、平成**年4月1日から平成**年3月31日までとする。

(契約金額)

第3条 甲が乙に支払う契約金額は、*、***、***円(うち消費税額**、***円を含む)とする。

(支払い方法)

第4条 甲は乙に対し、管理費を委託期間の月数にて分割した金額(月額**、***円(税別))に、毎月月末締切にて翌々月20日にて現金にて支払うものとする。
尚、業務内容の変更等により、管理費に変更が生じた場合は変更が生じた月から起算し、期間末月までの支払金額にて調整する。
但し、変更作業の支払方法において、甲乙協議の上、別に定める場合においてはこの限りではない。

- 2 管理費の受け渡し方法は、乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

(業務範囲及び内容)

第5条 本契約における業務の範囲及び内容は、別紙見積書及び作業計画工程表のとおりとする。

- 2 期間中、樹木に害虫が発生した場合には、2回/年を限度とし、別途定めた金額により樹木の消毒の業務を行う。

(契約履行と作業責任者)

第6条 本契約に定めのない作業を行う場合は、甲乙協議するものとする。

- 2 乙は作業の実施に当り作業責任者を置くものとする。

(権利譲渡及び再委託の禁止)

第7条 乙は本契約によって生ずる自己の権利もしくは義務を第三者に譲渡又は継承してはならない。但し、甲が承認した場合はこの限りではない。

(用具等の準備)

第8条 作業の実施に要する資機材及び消耗品等は、特に定めのない限り乙の負担とする。

2 乙の作業に必要な水道等は、甲の負担とする。

(作業着手及び完了報告)

第9条 乙は作業を実施しようとするときは、事前に甲に連絡するものとする。

2 乙は作業の一部を完了した時は、その作業内容を書面により甲に報告し、甲の確認を受けなければならない。

但し、施工写真等の書面はメールによって送付するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙及びその作業員が業務上の行為により、器物の滅失・毀損その他甲に被害を与えた場合は、甲に対して乙は賠償の責を負うものとする。但し、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(個人情報)

第11条 乙が作業の実施にあたり知り得た個人情報については、乙は第三者への漏えいを防止しなければならない。

(契約の変更)

第12条 甲が乙に委託する作業の範囲が契約期間中に変動があった場合は、甲、乙協議を行い、契約金額もしくは作業内容を変更することができる。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙において、この契約に違反する事由が生じた場合は、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

(補則)

第14条 この契約に定めるもののほか、疑義が生じたとき又は必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成**年**月**日

甲

乙